

# 南インドの村落と米作農業

—— アビニマンガラム村の事例研究 ——

なか 中      むら 村      ひさ 尚      し 司

- はじめに
- I 村の概況
  - II 住民とカースト
  - III パンチャーヤトの活動
  - IV 米作農業と土地所有関係
  - V ナンジャ地経営の特徴
- むすびにかえて

## はじめに

本稿の筆者は、1967年1月～4月および1969年1月の2度にわたって、南インドのマドラス（タミル・ナードゥ）州ティルチッラパリ県ムスリ郡アビニマンガラム村（註1）において「農村経済構造」に関する実態調査を試みた。この農村調査の体験にもとづいて、農村経済構造の研究に関する方法論上の問題（註2）および土地行政史からながめたイナム村の性格（註3）については、それぞれすでに独立した論文の形で考察をすすめてきた。したがって、本稿では上記の拙論につづいてアビニマンガラム村の経済構造を明らかにするに必要な限りで、米作を主とする農村経済を検討したい。

調査村の選定は、次の基準にしたがって行なった。

(1) 一つのまとまった社会生活の単位をなしていて、しかも限られた期間（2～3ヵ月）内に悉皆調査を完了しうる規模であること（註4）。

(2) 多くの移住労働者をセイロンの湿潤地帯Wet Zone へ送り出している村であること（註5）。

(3) 稲作（灌漑農業）を中心とし、補完的に畑作（非灌漑農業）が行なわれていること（註6）。

(4) カースト構成があまり片寄っていない標準的な村であること。

(5) 社会経済的な条件を急激に変えるような特殊な現象が存在しないこと。

(6) 独立後土地改革が実施された村であること。

わがアビニマンガラム村は、これらの基準を必ずしも理想的にみたしていたわけではない。ことに、面接調査を始めてから気づいたことではあるが、世帯数が予期以上に多く（178戸）、全戸を訪ねるには、相当忙しい思いをしなければならなかった。しかし、調査村を選定するためだけにあまり多くの日数を費すこともできなかったのも、アビニマンガラム村に落ち着くことにした。のちにセイロンの湿潤地帯や日本の蒲原平野における米作農村の経済構造との比較を試みるうえで、とくに不都合な点はないと思われたからである。

アビニマンガラム村の居住地区から約1マイル離れたプタナンパティ（Puthanampatti）村の宿舎から、毎朝調査票をかかえて自転車を通るのが調査の日課であった。時には、パンチャーヤト（Panchayat）事務所に寝具を持ち込み、昼間会うことの困難な農業労働者に面接したり、グラーム・パンチャーヤト裁判所（後述）の公判を傍聴することもあった。

この調査は、北インド（ウッタル・プラデーシュ州）で農村調査を行っていた長崎暢子氏と、通訳を

ひきうけて下さったバズルーラ・バードシャー氏の協力を得て行なわれた。このほか、タンジャウールの農村地帯(カーベリ川・デルタ)を案内していただいたジャラーマン博士(デリー大学)をはじめ、マドラス大学農業経済研究センターのシャンムガスンドラム教授やムックタイヤー氏、中央政府の復興局 Rehabilitation Dept., マドラス州政府の公共局 Public Dept., および内務局 Home Dept., ティルチッラパリ県庁 Collector's Office, ムスリ郡事務所 Taluk Office 等の関係者諸氏から貴重なご教示を受け、また数々の便宜を供与していただいた。とりわけ、なにひとつ報われることがないにもかかわらず、このようなわずらわしい調査に心よく協力して下さったアビニマンガラム村とバナナパティ村の方々に深く感謝したい。

(注1) Abinnimangalam Village, Musiri Taluk, Tiruchirapalli District, Madras State, India. マドラス州では、カーベリ川の下流に位置するタンジャウール・デルタ(ブラフマン村が多い)における農村調査が比較的多く行なわれているが、従来ティルチッラパリ県ではほとんど実施されていない。同県を対象地域に選んだおもな理由は、(1)19世紀以降多くのプランテーション労働者をセイロン島に送っていること、(2)カーベリ川からの距離に応じた灌漑農業の変化を観察できることである。

(注2) 拙稿「農村経済構造の研究について」(『アジア経済』, 1970年11月号)。以下拙稿Ⅰとして引用する。

(注3) 拙稿「南インドのイナーム村について——アビニマンガラム村の事例を中心に——」(『東洋文化』, 第50・51合併号, 1971年3月)。以下拙稿Ⅱとして引用する。

(注4) サンプリングをしない理由については、拙稿Ⅰ, 43ページ参照。

(注5) アビニマンガラム村の実態調査は、セイロンにおける茶およびゴム・プランテーションに囲まれた米作農村における経済構造との比較研究の一環として行なったものである。

(注6) 日本の米作地帯やセイロンの湿潤地帯の農

村を念頭において、選定した。

## I 村の概況

アビニマンガラム村はムスリ郡の東部に位置している(注1)。このムスリ郡は五つのパンチャーヤト開発地区 Panchayat Development Block (注2) からなりたっているが、第1図に示されているとおり、アビニマンガラム村はムスリ・パンチャーヤト開発地区に属している。県庁所在地のティルチッラパリから20マイル、郡事務所のあるムスリから19マイル、近在の商業中心地であるトライヨル Traiyur からは10マイルの距離にある(注3)。この3都市からは1日に2~4回の私営バスが運行されていて、村民の主要な交通手段となっている。

ティルチッラパリ県にはめばしい工業がみられず、急速な工業化もあまり期待されていないので(注4)、農業県として知られている。1年を通じて気温の変化は大きくないが、3~8月が最も暑く乾燥している。9月以降に南西モンスーンが雨をもたらす、主たる農業シーズンが始まる。

ムスリ郡の農耕地は、水利用の方式によって大きく3区分されている(これはまた徴税上の農地区分でもある)。

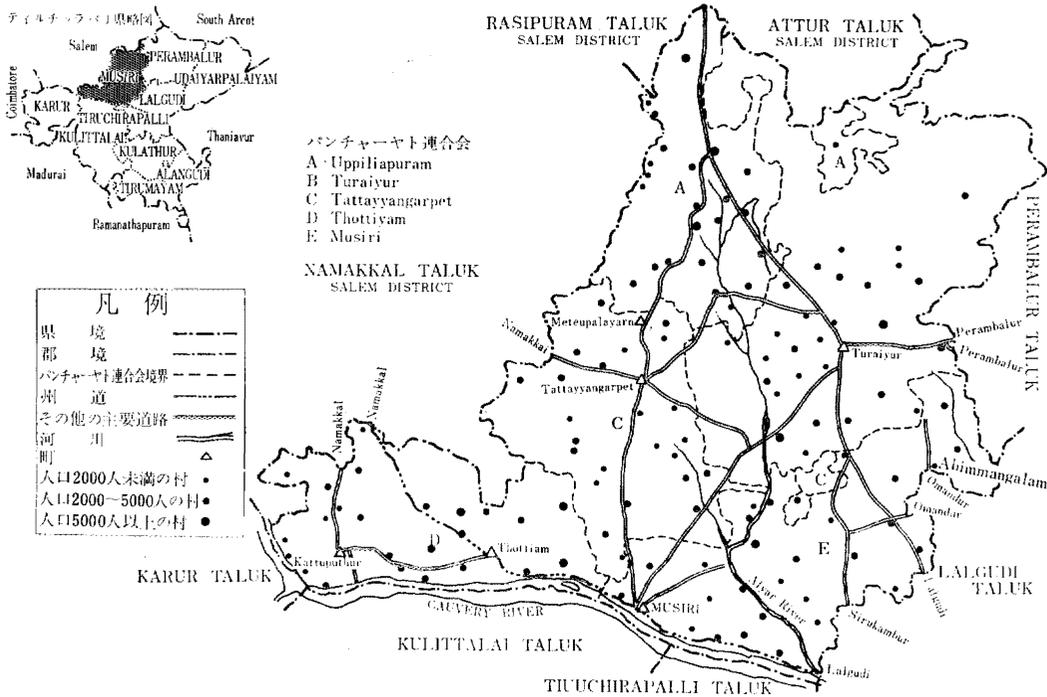
(1) カーベリ川から水路を引いた灌漑地 (Wet Land)。

(2) 井戸から揚水する半灌漑地 (Garden Land)。

(3) 全く天水に依存する無灌漑地 (Dry Land)。

カーベリ川沿いの灌漑地では、水稻を年に3回栽培することも可能であり、単位面積当たりの収量も多く、北部の丘陵地帯へ向かうにしたがって無灌漑地が多く、平均収量も低くなる。前者の地域にはライヤトワリー村が多く、後者の地域にはザミンダーリー村やイナームダーリー村が多い。アビニマンガラム村は両者のほぼ中間に位置

第1図 ティルチッラパリ県ムスリ郡



(出所) Census of India 1961, District Hand book, Tiruchirappalli, Vol. II.

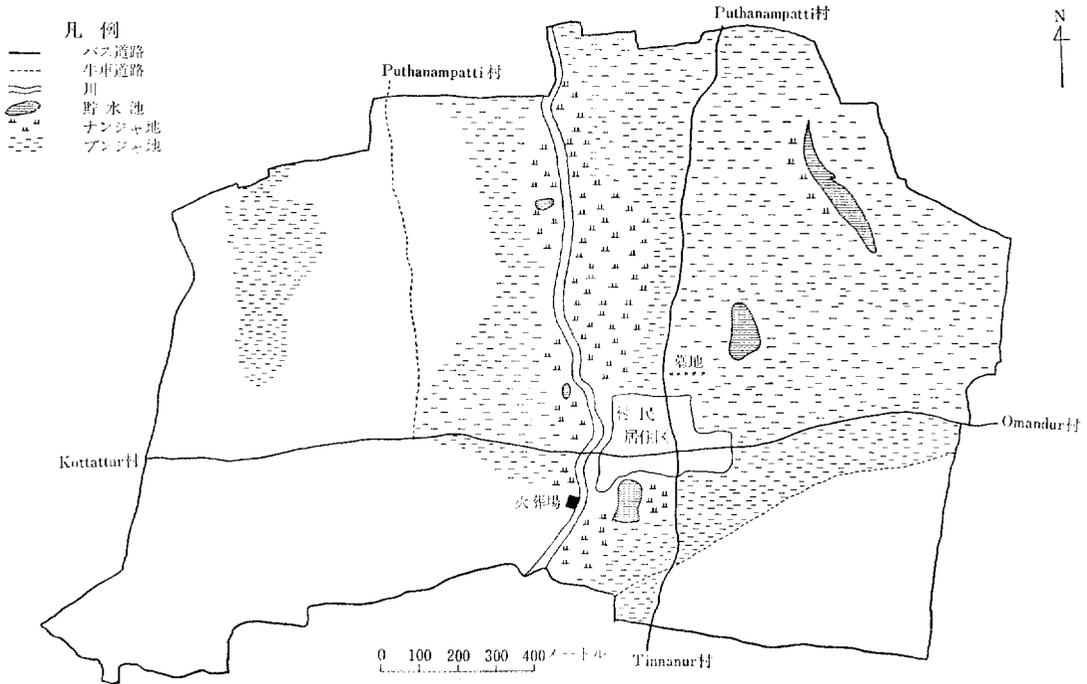
し、(1)はなく、井戸や小さな貯水池から取水する(2)のナンジャ地と、無灌漑農業の行なわれる(3)のブンジャ地とが混在している(注5)。

アビニマンガラムがどのような規模の村落であるかについて、ここでその概況を示す数字を列記しておこう。

埋葬地	1.75エーカー
火葬場	0.37エーカー
寺領地	14.01エーカー
貯水池	74 エーカー
放牧地	302.60エーカー
荒蕪地	537.27エーカー

(1) 人口(注6)	677人(178世帯)	(6) 共同井戸(生活用水)	5
(2) 総面積	2244.4 エーカー	カースト・ヒンドゥー用3, ハリジャン用2	
(3) ナンジャ地(おもに水田)	121.79エーカー	(7) 灌漑用井戸(農業用水)	175
1967年の課税額	255.11ルピー	(8) 貯水池	5
(4) ブンジャ地(おもに畑地)	1259.57エーカー	(9) 家屋数	215
1967年の課税額	1087.19ルピー	(10) 校舎	3
(5) 非課税地	984.69エーカー	(11) 公共読書室(1966年設立)	1
道路	37.96エーカー	(12) パンチャーヤト事務所	1
宅地	16.75エーカー	(13) パンチャーヤト裁判所	1

第 2 図 アビニマンガラム村略図



- |                         |     |                  |
|-------------------------|-----|------------------|
| (14) 雑貨屋(食料品・雑貨)        | 5   |                  |
| (15) 衣料品店               | 2   |                  |
| (16) 茶 店                | 1   |                  |
| (17) 洗濯屋, 床屋            | 各 1 |                  |
| (18) 郵便局                | 1   |                  |
| (19) 生命保険公社代理店          | 1   |                  |
| ただし, 開店休業               |     |                  |
| (20) 屋内電灯線(配線済)         | 9戸  | すべて<br>ヴェラ<br>ーラ |
| 1967年4月現在申請中            | 26戸 |                  |
| ただし1969年1月に至るも電力は供給されず。 |     |                  |
| (21) 電力揚水機(購入済)         | 11戸 | すべて<br>ヴェラ<br>ーラ |
| 1967年4月現在申請中            | 8戸  |                  |
| (22) ディーゼル揚水機(使用中)      | 2戸  |                  |
| (23) エーカー当たりの地価         |     |                  |

ナンジャ地 2000~5000ル ピー

プンジャ地 100~500ル ピー

(注1) マドラス州では, 地方行政の主要な単位が県 District であり, その下にタールク Taluk と呼ばれる徴税区(本稿では郡と訳しておく)がおかれている。ティルチッラパリ県の場合, 10のタールクに分かれている。

(注2) このパンチャーヤト開発地区は, 各行政村のパンチャーヤトの連合体であるパンチャーヤト・ユニオンがカバーする地域と重なっている。

(注3) ムスリとトライヨルとは, セイロンのプランテーション労働者を雇用するためセイロン移住局(Ceylon Emigration Commission)の事務所が置かれていた。セイロン独立後, その事務はティルチッラパリにあるセイロン栽植者協会(Ceylon Planter's Association)の出張事務所によって引きつがれている。

(注4) cf., Govt. of Madras, *Techno-economic Survey of Madras; Report of the National Coun-*

*cil of Applied Economic Research* (Madras, 1960).

(注5) ナンジャ地とブンジャ地については拙稿 II, 248ページの注8を参照。

(注6) 1961年のセンサスによれば、人口は698人で1967年の人口よりも多い。しかし、この数字はセンサスの行なわれた日に、道路建設のためアビニマンガラム村で働いていた労働者の世帯も算入されているので、必ずしも同村の人口が減少していることを意味しない。マドラス州政府の好意によってセンサスの原票を閲覧する機会を与えられたが、このような事情から残念ながら同村に関するかぎり、センサスのデータは比較の対象にできなかった。

cf., Govt. of Madras, *Census of India*, 1961, Vol. IX, Madras, Part X-11, *District Census Handbook*, Vol. II, pp. 162~163.

## II 住民とカースト

アビニマンガラム村における社会・経済生活に占めるカースト制の役割はきわめて大きい。その全貌を明らかにすることができないとしても、農村経済構造の基本的な性格を解明するために必要

なかぎり研究されなければならない。

タンジャウール県とは異なり、ティルチッラパリ県ではブラフマン人口が少なく、その居住地域も、主としてカーベリ川沿いの村と都市とに限定されている。これに対して、数のうえでも、村落社会における地位からいっても、農村地帯で優位に立っているのは、ヴァルナではシュードラに属するヴェララ Vellala である(註1)。アビニマンガラム村でも、宗教上のけがれの序列では問題なくブラフマンが最上位であるとみなされていたが、それ以外の点ではヴェララの勢力が圧倒していた(註2)。

第1表はアビニマンガラム村の住民を、カースト、年齢、性別に整理したものである。住民は、計17のカーストから構成されているが、行政上の目的から大きく三つのカテゴリーに区別されている。憲法上、特別の保護規定があるハリジャンを除いたカースト・ヒन्दゥー先進集団 forward community と後進集団 backward community とに分

第1表 アビニマンガラム村の人口(カースト、年齢、性別)

カースト	世帯数	0-9		10-19		20-29		30-39		40-49		50-59		60-		合計		計
		M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	M	F	
カテゴリー I	96	38	28	27	35	15	38	21	19	14	24	10	16	16	11	141	171	312
1. Brahman	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
2. Vellala (A)	93	37	28	26	35	15	37	19	18	14	24	10	15	15	11	136	168	304
3. Vellala (C)	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	3
4. Chettier	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	3
カテゴリー II	46	26	30	16	33	19	16	12	11	7	13	11	5	4	4	95	112	207
5. Pandaran	2	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	6
6. Muthurajan	2	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	3	2	5
7. Gounder (Ku)	17	3	8	5	13	5	5	4	4	1	5	4	2	2	1	24	38	62
8. Gounder (Ko)	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	3
9. Achari (P)	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	6
10. Achari (M)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
11. Achari (T)	3	0	0	3	2	3	0	0	1	0	2	2	0	1	0	9	5	14
12. Odder (K)	13	14	15	4	6	5	6	3	4	4	3	2	1	0	2	32	37	69
13. Odder (M)	4	4	2	2	5	3	2	3	1	0	0	1	2	0	1	13	13	26
14. Varnan	1	0	2	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	4	7
15. Periyari	1	2	2	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	5	8
カテゴリー III	36	23	16	19	19	14	7	6	15	8	10	9	6	3	3	82	76	158
16. Paraiyan	29	20	15	15	15	13	5	6	14	5	7	7	6	2	2	68	64	132
17. Chakliyan	7	3	1	4	4	1	2	0	1	3	3	2	0	1	1	14	12	26
合計	178	87	74	62	87	49	61	38	45	29	47	30	27	23	18	318	359	677

けられ、州政府によって後者に指定されたカーストには教育、就職等について、優遇措置がとられている。次にそれぞれのカーストについて若干の説明を加えておこう(注3)。

#### カテゴリー I (先進集団)

##### (1) ブラフマン (Brahman)

マドラス大農地(地代の減額)法(注4)が実施されるようになった1957年に、隣村から移住してきた末端の徴税官吏 village karnam の世帯である。カルナムとしての職務を遂行する際、常にヴェララの有力者と相談を重ねている。1世帯。

##### (2) アールナードゥ・ヴェララ (Arunadu Vellala)

村の支配的なカースト。耕作を意味するタミル語 (valammi) が、ヴェララの語源であるといわれている(注5)。アールナードゥは、六つのナードゥ(村、古い行政単位)という意味であるが、現代では二つのナードゥが知られているだけであり、その一つが隣村のオーマンドゥール・ナードゥ Ommandur nadu であって、アビニマンガラム村のアールナードゥ・ヴェララはこれに属する。したがってアビニマンガラム村はかつてオーマンドゥール村の分村だったとも考えられる。本稿では、特にことわらないかぎり単にヴェララと呼ぶことにする。93世帯。

##### (3) チョーライ・ヴェララ (Cholai Vellala)

25年前にトライヨルから移住してきた世帯。チョーライ地方のヴェララという意味であり、カースト上の職業は農業であるが、この村では石工をしている。1世帯。

##### (4) チェティア (Chettier)

商業カースト(注6)。50年前からこの村に住んでいる木材商人の世帯であり、行政上は後進集団に入れられているが、村内での地位(ことに経済的な)

からみて本稿ではカテゴリー I に含める。1世帯。

#### カテゴリー II (後進集団)

##### (5) パンダラン (Pandaran)

ヴェララによって建立された村の寺(シヴァ派)の管理を引き受け、祈禱する。2世帯。

##### (6) ムトゥラージアン (Muthurajan)

農耕カーストの一つといわれている。離婚も再婚も許されているカーストとして知られている。近年、この村へ移住してきた世帯である。2世帯。

##### (7) クルンバ・ガウンダー (Kurumba Gounder)

山羊(または羊)を飼養し、その畜糞で施肥することを伝統的な職業としているカースト。農耕を始める者が増えつつある。17世帯。

##### (8) コンガ・ガウンダー (Konga Gounder)

マイソールおよびコインバートルにおける農耕カースト。1952年に職を求めてこの村にきた。母語はカンナダ語である。1世帯。

##### (9) ポルコラル・アーチャーリー (Porkollar Achari)

金細工師のカースト。1960年に村の金細工師が離村したので隣村より移住してきた。1964年に政府が金を統制してから仕事がなくなったので500ルピーの補償金が支給された。1世帯。

##### (10) マラバル・アーチャーリー (Malabar Achari)

1938年に来村したマラバルの大工カースト。家具を専門に作っている。マラヤラム語が母語である。1世帯。

##### (11) タッチュー・アーチャーリー (Thachu Achari)

農具を専門に作る大工のカースト。農耕にもたずさわっている。3世帯。

##### (12) カル・オッター (Kal Odder)

30年前に来村した石工カースト。数世代にわた

第 2 表 カースト別職業別戸数 (世帯主の職業)

カースト	I 農 業				II 手 工 業				III サ ー ビ ス				計
	耕作者	牧畜業	農 業 労働者	パ ン ニヤル	大工	皮革業	石工	井戸 堀り	商業	給 与 生活者	床 屋 洗濯屋	無職	
カテゴリー I	41	0	7	0	0	0	1	1	7	9	0	30	96
1. Brahman	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
2. Vellala (A)	41	0	7	0	0	0	0	1	6	8	0	30	93
3. Vellala (C)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
4. Chettier	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
カテゴリー II	3	9	9	2	4	0	11	4	1	0	2	1	46
5. Pandaran	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
6. Muthurajan	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
7. Gounder (Ku)	1	9	6	0	0	0	1	0	0	0	0	1	18
8. Gounder (Ko)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9. Achari (P)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
10. Achari (M)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
11. Achari (T)	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
12. Odder (K)	0	0	2	0	0	0	10	0	0	0	0	0	12
13. Odder (M)	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
14. Varnan	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
15. Peniyari	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
カテゴリー III	10	0	12	5	0	6	0	0	0	3	0	0	36
16. Paraiyan	10	0	11	5	0	0	0	0	0	3	0	0	29
17. Chakliyan	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	7
合 計	54	9	28	7	4	6	12	5	8	12	2	31	178

第 3 表 家族規模別世帯構成

カースト	世帯数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1. Brahman	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2. Vellala (A)	93	25	14	14	14	13	7	3	2	1	0
3, 4. Vellala (C), Chettier	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
5, 6. Pandaran, Muthurajan	4	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
7, 8. Gounder (Ku) Gounder (Ko)	18	2	4	4	3	2	2	0	0	1	0
9, 10, 11. Achary (P, M, T)	5	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
12, 13. Odder (K) Odder (M)	17	0	2	2	1	4	3	0	3	1	1
14, 15. Varnan Periyari	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
16. Paraiyan	29	2	4	6	3	4	4	1	4	1	0
17. Chakliyan	7	1	1	0	3	1	1	0	0	0	0
	178	31	29	29	25	25	18	6	10	4	1

ってティルチッラパリ県に住んでいるが、今日も家の中では母語のテレグー語で話している。牛肉以外の獣肉は何でも食べる。13世帯。

(13) マン・オッター (Mun Odder)

井戸 (主として農業用) を堀るカースト。1965年まで多数の豚を飼っていたが、ヴェラーラの命令で殺してしまった。やはりテレグー語を話す。4世帯。

(14) ヴァルナン (Varnan)

洗濯屋カースト。ハリジャン以外の村民の衣類を洗濯する。1世帯。

(15) ペリヤリ (Periyari)

理髪業カースト。ブラフマンとハリジャン以外の結婚式や葬式の世話もする。1世帯。

カテゴリーIII (ハリジャン)

アーデイ・ドラビダ Adi-Dravida (前ドラビダ人) とも呼ばれ、山地に住むヒンドゥー化していない種族民 tribes とともに、きびしく差別されている。

#### (16) パライヤン (Paraiyan)

農業労働者のカースト。動物の屍体を処理する義務が課せられているが、牛肉を食べる者の数は減少しつつある。29世帯。

#### (17) シャクリヤン (Chakliyan)

皮革製品を扱うカースト。この村では農業用井戸で揚水に用いる革袋の修理と、革製のはきものであるチャッパル作りにたずさわっている。7世帯。

カースト制が農村経済の中でどのように機能しているかについては、次節以下で検討するが、ここにアビニマンガラム村の諸カーストを簡単に紹介しただけでも、ヴェララ以外のカーストはヴェララに奉仕する形で編成されていることが、おおよそかわれるのである。アビニマンガラム村における全世帯の主要な職業をカースト別に分類した第2表をみると、クルンバ・ガウンダーの場合を別にすれば、ほとんどの村民がカースト上の職業からまだ離れていないことがわかる。このこともまた、ヴェララによって統合されている村落秩序が、あまり壊れていないことを想像させるのである。

なお、無職の世帯が目立って多いのは、末子が結婚すると別居して、独立の生計を営むヴェララの慣行と、外国へ出稼ぎに行っている者の留守宅のせいである。このことは、家族構成員の数を示す第3表によっても確認されるであろう。アールナードゥ・ヴェララの場合、93戸のうち25戸までが単身者の世帯となっているのである。

(注1) カースト別の人口統計が存在する1921年のセンサスによると、ティルチッラパリ県で人口の最も多いカーストは、ヴェララの23万人であった(総人口190万人)。第2位が、ハリジャン(不可触賤民と呼ばれていた)のパライヤンの17万人である。ブラフマン

は4万人にすぎなかった。

cf., Madras District Gazetteers, Vol. 2, *Statistical Appendix for Trichnopoly District*, 1931.

(注2) このことと DMK (ドラビダ進歩同盟) による反ブラフマン運動の伸長とは、直接の関係がなかったようである。

(注3) 同一カテゴリー内でのカースト序列については村内でも、若干の異論があったが、ここでは村内秩序の支配者であるアールナードゥ・ヴェララの見解に従った。

(注4) 拙稿Ⅱ, 262ページを参照。

(注5) R. Jayaraman 博士(Delhi School of Economics)による。

(注6) 伊藤正二「インドの中小財閥の創成と現況——チェンナイの場合(1)」(『アジア経済』, 第5巻第11号)を参照。

### III パンチャーヤトの活動

インドが政治的に独立するだけではなく、経済的な植民地体制の枠を破って真に自立するためには、村落の開発が最も重要であることを、マハトマ・ガンジーはくり返し強調している(註1)。独立後、村民の自発的な協力にもとづいて村落開発を推進するために設けられたのが開発パンチャーヤト制度である。

アビニマンガラム村にあっても、独立後、道路の整備、生活用水のための共同井戸(セメントを使ったパッカー井戸)、教育の普及などの方向で開発事業がすすめられてきた。1960年以來、5979ルピー(政府補助金)を費したバス道路の整備は、定期バスの運行が確保されるとともに、それまでせいぜいトライヨルどまりだった村民の行動範囲をティルチッラパリやムスリにまで広げた。

深い公共井戸の建設(1959~66年に9223ルピーを支出)は、乾季の村民の苦労を半減させた。とりわけ、自家用の井戸が全く存在しなかったハリジャンにとっては、大きな福音であった。

これらの成功したといわれている事業とは反対に、公衆便所の建設（1964年、3500ルピー）のように、村民の習慣<sup>(註2)</sup>を変えることができず、無用の長物にとどまっている例もある。また、村の電化工事のように、1965年以来11農家が電力揚水機セットを購入し、9戸が屋内配線を済ませて、政府の電力審議会の基準<sup>(註3)</sup>を満たしているにもかかわらず、行政上の遅れから1969年になっても実現していない事業もある。

これらの事業が独立後始められたのに対して、アビニマンガラム村の初等教育は比較的古い歴史をもっている。1898年に近くのコタトゥール (Kothatur) 村に住む若い教師によって設立されたサラスワティ小学校<sup>(註4)</sup>が現在まで存続している。そして、独立後の今日もなお私立の学校にとどまっている主要な理由は、公立の学校になれば、アーディ・ドラビダ (ハリジャン) の教員がヴェララの子弟を教えるという事態が避けられなくなり、その結果、村落の秩序がこわれる恐れが生まれる、というのが関係者の意見であった。

第4表は、学齢に達している児童のうち、この学校に通っている者の数を示している。マドラス州政府の無料給食制度は、家庭で十分な食事をとっていない子供たちを学校へ向かわせる大きな力

第4表 学齢児童(5～11歳)の男女別通学者数

カースト	常時通学	長期欠席	計	
カテゴリー I (M)	24	2	26	
(F)	16	0	16	
カテゴリー II (M)	14	10	24	
(F)	5	16	21	
カテゴリー III (M)	13	6	19	
(F)	2	7	9	
計	(M)	51	18	69
	(F)	23	23	46
総計	74	41	115	

となったが、それでもなお低カーストの子供の出席率は悪い(とくに女子)。これは両親とも屋外で働いている低カーストの家庭では、幼児や家畜の世話が子供の仕事となっているためである。なお、パンチャーヤトは小学校に対して生徒1人につき年額2ルピーを補助している。

となりのプタナンパティ村には、大戦前マレー半島に出かせぎに行き、成功したゴム園の所有者が、その私財を投げうって創設したネルー高等学校<sup>(註5)</sup>が存在する。熱烈なガンジー主義者である創立者は、ハリジャン教育に最も力を入れ<sup>(註6)</sup>、近在の貧しいハリジャンの学生に奨学金を支給して学業を続けさせている。このようにして、プタナンパティ村がムスリ郡のみならず、ティルチッラパリ県におけるハリジャン教育のセンターになりつつあることの反映として、わがアビニマンガラム村でも第5表にみるとおり、ヴェララ以外のカースト・ヒンドゥーよりもアーディ・ドラビダの方がより多く高等教育を受けているという特異な現象を生んでいるのである。

ところで、村落社会の開発に関する事業はパンチャーヤトによって推進されることになっているが、アビニマンガラム村には二つのパンチャーヤトが存在する。一つは、婦人代表やハリジャン代表を含めて全委員(7名)が、村民の中から選出される開発パンチャーヤトであり、他方はヴェララによる世襲的なグラーム・パンチャーヤト Gram Panchayat である。

前者は独立後、中央政府の村落開発政策を実施するため全インドの村落に導入された制度であり、アビニマンガラム村では1958年に創設された。すでに述べた道路建設、共同井戸と公衆便所の設置、小学校教育の振興のほか、この開発パンチャーヤトが取り組んだおもな仕事は次のようなも

第 5 表 学校教育を受けた村民数 (11才以上)

学 年 カースト	1st 2nd 3rd 4th 5th 6th 7th 8th 9th 10th										SSLC	P. U. C. or Teacher Training	通学せず	計	
	1st	2nd	3rd	4th	5th	6th	7th	8th	9th	10th					
カテゴリー I (M)	1	4	7	13	19	8	5	5	4	3	3	6	14	92	
(F)	3	2	6	8	32	1	1	4	2	0	3	2	76	140	
カテゴリー II (M)	1	0	12	3	10	0	2	1	0	0	2	0	41	72	
(F)	0	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	65	72	
カテゴリー III (M)	2	1	5	4	3	3	1	4	0	2	2	3	27	57	
(F)	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	0	0	50	56	
計	(M)	4	5	24	20	32	11	8	10	4	5	7	9	82	221
	(F)	3	2	8	10	39	2	1	5	2	0	3	2	191	268
総 計		7	7	32	30	71	13	9	15	6	5	10	11	273	489

(注) SSLC=Senior School Leaving Certificate  
PUC=Pre-University Course

第 6 表 開発パンチャーヤト収入支出決算書 (1965/66年)

収 入				Rs.	支 出				Rs.
1.	家 関 書 屋 関 業 両 税 料		税 税 税 税	409.00	1.	事 務 所 借 料	借 費	料	42.00
2.	職 車 連 合 会 印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	3.15	2.	文 祭 祭 祭	典 典 典 典	費 費 費 費	23.35
3.	職 車 連 合 会 印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	10.00	3.	新 聞 朗 読	購 修 理	費 費 費 費	7.00
4.	職 車 連 合 会 印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	112.98	4.	新 聞 朗 読	購 修 理	費 費 費 費	8.12
5.	職 車 連 合 会 印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	408.00	5.	ラ ジ オ	購 修 理	費 費 費 費	73.20
6.	印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	789.60	6.	学 借 校 補 助	校 入 金 返	金 費 費 費 費	200.00
7.	印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	139.60	7.	借 校 校 校	入 入 入 入	金 費 費 費 費	1,174.98
8.	印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	202.50	8.	借 校 校 校	入 入 入 入	金 費 費 費 費	7.98
9.	印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	14.98	9.	借 校 校 校	入 入 入 入	金 費 費 費 費	1,060.00
10.	印 地 公 連 道 路		税 税 税 税	4,147.00	10.	借 校 校 校	入 入 入 入	金 費 費 費 費	2,387.00
11.	現 借 子 金 子		金 金 金 金	4.28	11.	植 現 合 会 へ の 預	林 連 連 便 の 貯	費 金 託 金	282.00
12.	現 借 子 金 子		金 金 金 金	979.73	12.	現 借 子 金 子	連 連 便 の 貯	金 託 金	0.23
13.	現 借 子 金 子		金 金 金 金	16.71	13.	現 借 子 金 子	連 連 便 の 貯	金 託 金	1,955.06
合 計				7,237.53	14.	合 計			16.71
					合 計				7,237.53

(出所) 開発パンチャーヤト事務所資料。

のである。

- (1)パンチャーヤト図書の購入 (500ルピー)。
- (2)防除用スプレヤーの維持管理 (1961年に 200 ルピーで購入)。
- (3)ラジオ受信機の維持管理 (1962年に 360 ルピーで購入)。
- (4)タマリンドの植林とその管理 (1962年に 100 本を 1000ルピーで道路沿いに植林)。

第 6 表は、1965 年 4 月から 1966 年 3 月までの収

入支出決算書である。収入項目のうち、パンチャーヤト連合会 (ブロック開発事務所) からの交付金は家屋税と同額、印紙税は連合会から村の土地税徴収額に比例して交付されるものである。地域税は連合会で土地税と同時に一括徴収した額から、村民 1 名に 20 パイサの割合で交付される。支出項目のうち、借入金返済は、委員長のポケット・マネーをパンチャーヤトが借りていたからである。アビニマンガラムのパンチャーヤト委員長は、こ

の地域における国民会議派の有力者(ムスリ支部長)であり、ムスリ・パンチャーヤト連合会会長をも兼任しているので、他の村に比べると開発パンチャーヤトの活動は活発なほうだといわれている。しかし、この収支決算書を検討するだけでも理解できるとおり、村の開発パンチャーヤトの活動は、その大半がパンチャーヤト連合会もしくはブロック開発事務所の仕事を代行しているにすぎないのである。また、逆に村民の協力による事業もブロック開発事務所の認可なしには、実施することが困難である(ことに予算の支出を要することがら)という事情から、どうしても上級機関の行政を代行することになりがちである、といわれている。

これに対して、村落の自治という観点からは、むしろもう一つのパンチャーヤトであるグラーム・パンチャーヤトのほうが重要な役割を果たしているようである。このパンチャーヤトは、カライ・カラニ Karai-karan と呼ばれる村の共同相続団(4名——全員ヴェラーラ)によって構成されている。したがって、そのメンバーは世襲である——必ずしも長子相続ではない。アビニマンガラム村が、かつてこれらの4名の家系の者によってひらかれた共同相続村であるという文献史料はないが、ヴェラーラの間ではそう信じられている。

長年にわたって、グラーム・パンチャーヤトは、一切の村内問題の解決にあたり、村の秩序を維持してきた。現在もそうである。このグラーム・パンチャーヤトの決定を執行するのがムンシフ munsif (村長と訳されることが多い)である。ムンシフはカルナム karnam (村書記と訳されることが多い)と同様に公務員であるが、カルナムのように試験によって任用されるのではなく、村内で世襲のムンシフ職(註7)がそのまま政府によって任命されるのである。いうまでもなく、昇進や転勤はあり得ない

(これはカルナムも同じ)。

村の慣行として少なくとも年に4回の全村民の集会 grām sabhā が開かれ、重要な問題が決められることになっている。しかし、実際に発言するのはヴェラーラだけであり、たいていはグラーム・パンチャーヤトの決定を事後承認するにとどまっているそうである。ここで注目すべきは、そのような支配力をもっているグラーム・パンチャーヤトの構成員が、日本の村のように地主とはかぎらない点である。村落共同体内の序列は、土地所有面積に対応しないのである。

ここで、両パンチャーヤトの構成員と村役人の一覧をナンジャ地所有面積を付して掲げておこう(Vはヴェラーラ、Pはパラヤン、Bはブラフマンの略、aはエーカー、Rs はルピーである)。

#### 1. 開発パンチャーヤト

- (1) 委員長, V, 自作農, 3.5 a, 連合会会長
- \* (2) 副委員長, V, 自作農, 1 a, ティルチツラ  
パリ市で商店経営
- \* (3) 委員, V, 自小作, 0.5 a, グラーム・パン  
チャーヤト委員長
- \* (4) 委員, V, 無職 ((3)の妻), 婦人代表
- \* (5) 委員, V, 無職 (老齢のため), 0.5 a
- \* (6) 委員, V, 小自作, 0.66 a, 村内で商店経営
- (7) 委員, P, 農業労働者, 0, ハリジャン代表

#### 2. グラーム・パンチャーヤト

- \* (1) 委員長, V, 自小作, 0.5 a, 開発パンチャーヤト委員
- (2) 委員, V, 自作農, 1 a
- \* (3) 委員, V, 自作農, 1.25 a
- \* (4) 委員, V, 自小作, 0.66 a, 村内で商店経営

#### 3. 村役人

- (1) ムンシフ, V, 自小作, 1.72 a, Rs. 56 (月給)
- (2) カルナム, B, 公務員, 0, Rs. (月給)

\* (3) 郵便局長, V, 自作農, 1.33 a, Rs. 45(月給)

(4) 雑役夫, P, 公務員, 0, Rs. 47(月給)

(5) 番人, P, 農業労働者, 0, 現物給

( \*印は10年以上セイロンへ出かせぎに行ったことのある者)

こうしてみると、両パンチャーヤトの委員を兼ねている者が2人、さらにグラーム・パンチャーヤト委員長の妻が開発パンチャーヤトの委員でもあるため、実質的にはグラーム・パンチャーヤトで重要事項を決定しても不都合は生じないのである。なお、ハリジャン代表の委員は会議で同じテーブルにつくことが許されていない。村の慣行によって、アーデイ・ドラビダは会議中立っているか、地面に座るかのどちらかを選ばなければならないのである。公務員である村の雑役夫は、ムンシフやカルナムの助手をつとめる仕事であり、これも世襲職である。しかし、同じパラヤンから出る番人は、グラーム・パンチャーヤトの雑用を引き受けるのであるが、これは世襲職ではなく、1年ごとにパラヤンが交代で任命される。

グラーム・パンチャーヤトは、村内の争い事を調停し、農業労働者の賃金水準を決定し、村の寺であるマリアンマン・コービルの祭を準備し、村内の小犯罪を処罰し、村内で豚を飼うことを禁止し……ありとあらゆる村の中のめんどろな問題はここにもちこまれ、その決定はパラヤンの中でひまな者に大鼓をたたいて村中にふれまわらせるのである。グラーム・パンチャーヤトの決定を守らなかった者は、村落共同体の相互依存関係から排除される。たとえば、ヴェラーラであれば村の寺に入れなくなる。肉親の葬式も行なえなくなる。パラヤンであれば、村内で求職の機会が閉ざされるのである。

グラーム・パンチャーヤトのおもな財源は次の

とおりである。

(1) マリアンマン・コービルのナンジャ地(1.54 a)からの収益(小作料)。

(2) 5マイル離れたヴィーラニ(Veerani)村から牛乳を買いに来る2人の搾乳業者から年額50ルピーずつ徴収。

(3) マヒマイ mahimai と呼ばれる徴税。

これは村から外へ出るすべての産物に対して課せられるもので、その税率は牛車いっばいの薪に対して50パイサ、穀物なら1ルピー、緑肥なら50パイサ、一対の牛に対しては1ルピー等々。

(4) タマリンドからの収益(1966年で40ルピー)。これは開発パンチャーヤトによって植林された木からの収益である。

(5) 満月の夜開かれるグラーム・パンチャーヤト裁判所による罰金刑より。判事は4人の委員全員である。

(6) マレーシアやセイロンへ出かせぎに行っている村民からの寄付金。

このようにして集められたグラーム・パンチャーヤトの基金は、学校や寺院の修復、コービルの祭事、寺領地の改良など村全体で必要とされることさらに支出されている。

(注1) ガンジーについて語られることは多いが、ガンジーの主張そのものはまだほとんど邦訳されていない。現在、容易に入手できるのは次の3点のみである。

1. 蠟山芳郎訳『ガンジー自伝』, 中央公論社, 1967年。
2. 森本達雄訳『私の非暴力I』, みすず書房, 1970年。
3. 古賀勝郎訳『抵抗するな・屈服するな』, 朝日新聞社, 1970年。

(注2) 1969年まで村には便所の設置されている家屋は存在しなかった。

(注3) Electric Board of Madras Govt.による農村電化の条件は、(1)少なくとも15世帯が村内で農業用に電力を使用する意志をもっていること、(2)そのうち過半数(8戸)が電力揚水機セットを購入することであった。

(注4) 現在の校名は Saraswati Aided Junior Basic School である。

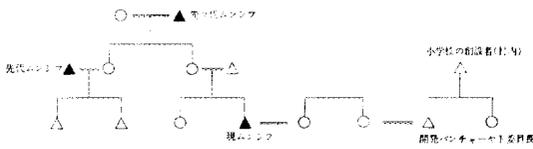
(注5) Nehru High School. 1968年から大学に昇格して、ムスリ郡における高等教育のセンターとなっている。

(注6) 大学になった1969年でも在学生の50%は、ハリジャンであった。

(注7) 過去3代にわたるムンシフの系図は下のとおり。必ずしも男系の男子ではなく、能力も考慮される——ウライ・カランも同じ。

元来、munsif という言葉は村の裁判官というほどの意味であったが、タミル・ナードゥでは村落行政の責任者という機能に重点が移り、しだいに村長職となってきた。なお、現在でもグラム・パンチャーヤト裁判所の判決内容の相談にあずかり、同時にその判決を執行する権限を与えられている。

cf., H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms of British India*, London, 1855, p. 217.



#### IV 米作農業と土地所有関係

アビニマンガラム村における主要な経済活動は農業である。それは単に最も重要な部門というにとどまらず、農業生産を安定させ、向上させることが、村民の経済生活の基軸となっていて、農業生産に対してどのようなかわり方をしているかということが村内における社会関係の基底をなしている。この村の農業は、水田(ナンジャ地)耕作、畑地(ブンジャ地)耕作および牧畜に大別される。なかでも、水稻栽培はアビニマンガラム村農業の性格を規定する基幹的な位置を占め、あとの二つ

は前者を補完する補助的な役割を果たしているの  
で、以下水田経営に焦点をあわせて考察をすす  
めることにする。

土地所有についてカルナムの登録しているナン  
ジャ地面積と、個々の村民に面接して得た数字と  
は必ずしも一致せず、最終的には土地改革のため  
に実施されている地積調査にもとづく謄本の発行  
によって確定されることになっていた(注1)。わた  
くしたちの調査によれば、村内の住民によって所  
有されているナンジャ地面積は76.73エーカーで  
あり、これとは別に1.54エーカーの寺領のナン  
ジャ地がある。また、約20エーカーが村外(隣村)地  
主に所有され、残りが海外へ出かせぎに行っている  
同村出身者によって所有されていることになる。

第7表が示すとおり村内ナンジャ地の大半は、  
ヴェラーラによって所有されている。ヴェラーラ  
以外では、ガウンダー(2戸)、パンダラン(1戸)  
およびヴァルナン(1戸)がナンジャ地を所有し  
ているが、いずれも取得したのは近年のことであ  
る。アビニマンガラムがヴェラーラの村であった  
ことが、ここでも明らかである。ハリジャンでナ  
ンジャ地を所有している農家は1戸もない。

ナンジャ地に栽培される作物は、当然水稻が主  
体であるが、そのほか白モロコシ(cholam)(注2)、  
シコクビエ、トウガラシ、砂糖キビ、ライム、南  
京豆、バナナなどがある。ナンジャ地は村を貫通  
している小さな川(カーベリ川の支流)と五つの  
貯水池の周辺にひらけている。しかし、この小川  
から農業用水が得られるのは、雨季の2、3カ  
月にすぎず、貯水池についても最も条件のよいと  
ころで5カ月、多くは、2カ月にとどまり、それ  
だけではとうていナンジャ地をナンジャ地として  
維持することができない。したがって、川や貯水池  
から水の得られるナンジャ地でも、井戸から揚水

第7表 規模別ナンジャ地所有農家数

(a: エーカー)

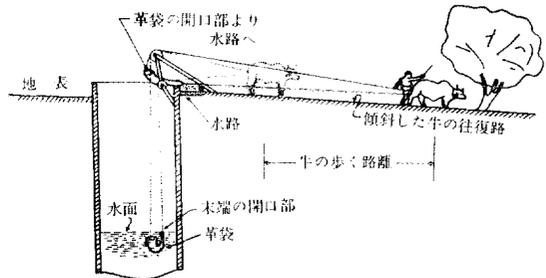
	0-0.5 a.	-1 a.	-1.5 a.	-2 a.	-4 a.	4 a.-	計
カテゴリー I	32	30	7	6	3	1	79
カテゴリー II	1	3	0	0	0	0	4
合計	33	33	7	6	3	1	83

して補うことが不可欠である。しかし、それはまだ恵まれている方であって、約70%のナンジャ地はほぼ完全に井戸からの揚水に依存しているのである(天水の不足を補う手段として)。

井戸から給水する方法は次の図に示されているとおりであって大きな半球型のブリキ製のバケツとこれについている長い革製の袋 (toll と呼ばれている) に水を入れて牛(雄の去勢牛) の力で引き上げるのである。1本のロープがバケツの上端に結ばれ、別のロープが革袋の端(ひらいている)に結ばれる。バケツに結んだロープは、固定してある2本の柱の間で動く滑車の上を通り、革袋のロープは水路と同じ高さにある滑車の上を通っている。バケツの水がたまると、2本のロープをクビキにつないだ対の牛が追われて斜面を下る。それにつれバケツは引き上げられてくるが、革袋の端はバケツの口よりも高くして引き上げられるので水はこぼれない。しかし、水路の高さまで来ると、革袋はローラーを越えて引き出され、他方バケツの口は上の滑車近くまで上がるので、水は自然に水路に流れ出す。水が全部出ると牛を再び斜面の上部にもどし、この作業をくり返すのである。

地表から約20フィートの水位の井戸から、平均1時間に2000ガロン前後揚水でき、1日に8時間揚げて約0.3エーカーに給水できるといわれている。しかし、8時間も連続して揚水すれば牛も人間もくたくたに疲れるうえに、日照の強い時間にはできないので早朝の2時前から仕事を始めねば

第3図 牛による揚水図



(出所) V. B. Priyan, *Irrigation Engineering*, 1954, p. 269, Fig. 112 を参照した。

ならず非常な重労働である。ナンジャ地灌溉の主体がこのような方式による揚水であるため、アビニマンガラム村において水田経営を行なうには、一対の頑丈な去勢牛と男性労働力が不可欠であり、それをどのようにして確保するかが何よりも重要な課題となっているのである(少なくとも、石油や電力によるポンプが使用されるようになるまでは)。ナンジャ地における輪作の主たるタイプは次のふたとおりである。

(1) シコクビエ Keevul——水稲 Samba

これは昔から行なわれてきた伝統的なローテーションである。5月末に耕起し、その5日後にシコクビエを播種する。通常、除草は15日間隔で2回行なわれる。10月中に収穫を終え、11月中旬までには5カ月品種の水稲であるサンバのための耕起を始めなければならない。エーカー当たり10マドラス・メジャー(パッカー・メジャーとも呼ばれ、約2.5ポンドに等しい——以下単にメジャーと記す)を圃場に直播し、15日後に最初の除草をする。そして、播種から5~6週間後に苗を全部引き抜き、改めて条植えに移植し(同じ圃場に)、余った苗を捨てる。この方式による移植は、日本式の移植より労働力を多く要するが、少なくともエーカー当た

り5袋(1袋は48メジャー)は多く収量を期待できるといふ。2回目の除草は移植後25日目に行なう。収穫、調整作業の一切を4月中旬のタミル正月までに完了するのが普通である。収量は、シコクビエ15~25袋、サンバ35~50袋であり、1966年には35.61エーカーがこの方式で行なわれた。

## (2) 白モロコシ——水稲 Kuruwai —— 水稲 Samba (米の二期作)

これは1960年頃からしだいに増えつつあるローテーションである。まず、2月に白モロコシを播種し、20日後に1回だけ除草して5月前半に収穫する。6月にはいって、クルワイという3.5カ月品種の水稲を苗代に播くと同時に本田に施肥を行ない、30日後に移植する。これは日本式田植と呼ばれている。収穫は9月中に行ない、「ひこぼえ」が次のサンバの苗に混植されないよう十分な耕耘を行なわなければならない。そして、サンバはクルワイの収穫を行なうかたわら、苗代に播かれるのが普通である(エーカー当たり18メジャーの種籾)。サンバの収穫は1月または2月になる。

このように苗代を使用することによって、農家は最初から本田に水を引く時に比較して灌漑労働力を節約することができるのである。1966年にこの方式による輪作は33.42エーカーに達し、さらに増加する傾向にある。雨季の降水量が乏しく水稲の二期作が困難な年には、クルワイの代わりにシコクビエを作付けすることになっている。収量はおよそ10~20袋の白モロコシ、25~35袋のクルワイおよび30~45袋のサンバであり、計約75袋が普通である。

この主要な二つの輪作のタイプ以外に、労働力不足のためサンバー作だけにとどめている農家や、浅い井戸のため水稲栽培を可能にする灌漑水が得られず、白モロコシとシコクビエの輪作をし

ている農家も少しある。

トウガラシは換金作物として3戸の農家で栽培されている。9月初旬に作付けが始められ、11月10日前後に施肥後の本田に移植される。収穫は3月から5月の3カ月間にわたって続けられるが、多くの労力を要するため、農業労働者を必要なだけ雇用できる上層農家に限られがちである。1966年には1.70エーカーで作付けられ、3戸の上層ヴェラーラがエーカー当たり3000~4000ルピーの収益をあげている。

砂糖キビはトウガラシに比べると労力が少なくて済み、作付けから収穫までの10~12カ月は灌漑以外の労働をほとんど必要としない。3月から5月にかけての時期に作付けと収穫が行なわれる。ティルチッラパリの市内に大きな砂糖工場(3カ所)があつて、価格も安定しているので普通の農家にはトウガラシよりも歓迎されている、1966年には2.8エーカー(8戸)で栽培され、トウガラシとほぼ同じ粗収益をあげている。

ライムの場合、最高の収穫が得られるのは植付け後5~10年であるため、長期的な見通しを必要とするが、わたくしたちの調査時点においては最も経済性の高い換金作物であった(市場はティルチッラパリ市)。苗木はセーラム(Salam)県から買い、雨季に植えられている。2戸のヴェラーラ農家と1戸のガウンダー農家とが計1.54エーカーのナンジャ地で栽培している。エーカー当たりの純益2000ルピーという隣人の成功に刺激され、次の年からさらに3戸のヴェラーラがライム栽培に乗り出そうとしていた。

ところで、第7表に見るごとくヴェラーラの8割以上がナンジャ地を所有する。そのことが村落秩序においてヴェラーラの優位を支えていることに違いはないのであるが、水利施設を設けること

によって村内のブンジャ地や未耕地をナンジャ地に変換することが可能であるため、ナンジャ地所有面積の大きさだけでは、村内の社会経済生活における支配力の大きさを示す指標とはならないのである(註3)。ナンジャ地であるためには何よりもまず、正常に灌漑されていなければならない。いいかえれば、一對の牛と基幹労働力が、不可分のものとしてナンジャ地に配置されていなければならないのである(註4)。

たとえば、ある寡婦のヴェラーラ農家は、2エーカーのナンジャ地を所有しているながら、夫の死後井戸と水路との維持管理が思うにまかせず耕作を放棄してしまっている。また、同じく寡婦になってから、ナンジャ地への配水ができなくなり、牧草地化してしまった農家が3戸もある。このような事情から村内地主の大多数は母子家庭である(地主数の約8割)。第8表は村内地主小作関係を示しているが、寡婦以外の地主は、基幹労働力が存在しない老人家庭、主たる家族労働力が海外へ出かせぎのため流出した農家、農業をやめ商業に転進した者などである。また、カテゴリーIIの2人の地主のうち、1人は老いた盲目のパンダランであり、もう1人は伝統的な職業(牧畜)に従事しているガウンダーである。

ナンジャ地所有者のうち、1人のヴェラーラは20年前から1エーカーのナンジャ地を抵当に入れ、負債の利子を払う代わりにその抵当地を自由に耕作させている。このような慣行はブーギヤム

bhūgiyam と呼ばれている。村内ナンジャ地のブーギヤムはこれだけであるが、村外にブーギヤム地をもっているヴェラーラの例もあわせて紹介しておこう。かれは1915年から1955年までセイロンへ出かせぎに行っていた。はじめは茶プランテーションの労働者として、つぎに料理人(註5)、衣料店員、質屋の会計係等に職業を転々と変えながら貯めた金の一部(5000ルピー)をティルチッラパリ郊外の農家に貸してその抵当に1.37エーカーのブーギヤム地を獲得した。そしてそのナンジャ地をそっくりそのまま同じ農家に再び耕作させ、地代として年に27袋の籾を得ている。この契約は元金が返済されるまでということになっている(註6)。

このようなブーギヤム地とは別に、アビニマンガラム村外にナンジャ地を所有しているヴェラーラは14戸におよび、資金に余裕のある者は村内よりも豊穡度の高いカーベリ川周辺のナンジャ地(水稻の三期作が可能などところもある)を購入しようとする傾向にある。この14戸中4戸は遺産相続によって得ているが、残りの10戸は過去10年間に現金で購入している。おもな資金源は出かせぎ労働期間中の貯金やセイロンやマレーシアに住む肉親からの送金である。規模は0.64エーカーから10エーカーまでの間で、いずれも耕地のある村に住む農家に貸して定額小作料を取っている。

その時々降雨に完全に左右されるブンジャ地耕作と違って、人為的な農業用水の供給によってブンジャ地の3倍の収穫(同じ作物の場合で比較して)を得ようとするナンジャ地耕作の場合、一對の牛と壮健な男子労働力が不可欠であることはすでに述べたとおりである。2頭の牛と1人の男を常備することによって経営できるナンジャ地の規模は、土地条件や井戸の地下水位によって多少の差はあっても、この村ではだいたい1~1.5エーカー

第8表 村内のナンジャ地所有関係

	地主	自作	自小作	定額小作	分益小作	計
カテゴリーI	43	22	14	0	1	80
カテゴリーII	2	0	2	1	4	9
カテゴリーIII	0	0	0	2	10	12
合計	45	22	16	3	15	101

一であるといわれている。第9表は同村におけるナンジャ地の経営規模別農家数を示したものである。0.5エーカー前後のナンジャ地しか耕作していない農家は、他に兼業をもっていたり、基幹労働力が老齢であったりする場合を除いて経営を拡大する余力があるといえる。事実、そう希望している農家が多かった。

1.5エーカー以上のナンジャ地を経営している農家では、牛を3頭以上所有していたり、その農

第9表 ナンジャ地経営規模別農家数  
(a: エーカー)

	0-0.5 a	-1 a	-1.5 a	-2 a	-4 a	計
カテゴリーⅠ	3	15	8	9	2	37
カテゴリーⅡ	2	2	2	0	1	7
カテゴリーⅢ	1	7	2	2	0	12
合計	6	24	12	11	3	56

家に未婚の青年労働力が多かったり(註7)、常雇(後述)を置いていたりしている。ナンジャ地経営規模の最も大きい農家(開発パンチャーヤト委員長)と同村で最も成功した出かせぎ労働者(現在ではセイロンで食料品輸入額で第3位にランクされている大貿易商)の実家とでは、もはや去勢牛や人力に頼ることをやめディーゼル・ポンプで揚水している(註8)。電力線が敷設されるようになれば、畜力や人力に依存しなくなる農家が急速に増加するにちがいないことは、第Ⅲ節で述べた。

揚水に必要なポンプ・セット、または革袋とバケツのセット(註9)のほかに、主たる農具は次のようなものである。

- (1) 一對の去勢牛にひかせる鉄片付きの犁。
- (2) 中耕・除草用の鋤と収穫用の鎌。
- (3) 運搬用の牛車と自転車。

犁は村の大工であるタッチュー・アーチャーリーによって作られていて、単価5ルピーである。牛車は肥料や収穫物の運搬に不可欠であるが、そ

の更新は農家経済にとって大きな負担である。耐用年数は15年前後で、1台500~700ルピーもする。村には28台の牛車があり、そのうち23台がヴェララ、1台がチェティアー、残りの4台がカル・オッダーによって所有されている。カル・オッダーの牛車は農業用ではなく、おもに石材を運んでいる。牛車のない農家は借りるよりほかないが、その借料は1日につき1.5ルピーである。

自転車は牛車より安い(250~300ルピー)。営農用に不可欠というほどではないが、圃場が居住区から離れていたり、分散している農家ではきわめて有用である。20台が村民に所有されていて、その内訳はヴェララ 16、チェティアー 1、ポルコラル・アーチャーリー 1、マン・オッダー 1となっている。これとは別に、2軒の雑貨屋が10台の自転車を賃貸している。鋤と鎌とはすべての農家が、少なくとも各1個は持っている。

一般に農具の種類は少なく、村の老人に聞いても、自転車とポンプ・セットを例外として、前世紀からほとんど変わっていないそうである。この村の場合、農業生産を向上させ、安定させるには、用水の安定した確保がなによりも大切であり、それなくしては多少優れた農具を使用してもみるべき増産を実現できなかったものと考えられる。

次に米作農業に従事している村民について階層別に検討しておこう。

アビニマンガラム村では日本の村と違って、地主か小作人かということがあまり決定的な意味をもたない。たとえば、村の行政に大きな力をふるっているムンシフは自作地1.12エーカーに加えて0.5エーカーを小作して、ライムやトウガラシを栽培している。多くの労働者を雇用し、その収益は村内有数である。これに対して村内で最大のナンジャ地を所有している地主は、揚水労働のための

常雇労働者を雇えなかったばかりに4.25エーカーを3戸の農家に小作させ、残る4分の3エーカーは放牧地にしてしまっている。このように経済的にも村落秩序からみても小作人の方が優位に立っている例は珍しくなく、むしろ村落社会で支配的な地位についているがゆえに土地条件のよいナンジャ地の小作人になれるときえいえるほどである。

したがって、村落秩序の序列は村内労働力に対する支配の大きさという形で現象しがちである。そして農業労働者層に対する関係はカースト制そのものと重なっている。アビニマンガラム村には、14名のパンニヤル Panniyal と呼ばれる年雇（4月のタミル正月から次の正月までの1年契約）を置いている8戸のヴェラーラ農家があり、この8戸がそのまま村内の支配的な階層でもある。

このパンニヤルは、ヴェラーラ、ムトゥラージヤン、コンガ・ガウンダー、およびカル・オッターが各1名であとは全部パラヤンである。パンニヤルは早朝から日没まで農作業を行ない、年に16袋の籾を賃金として受け取る。ほかに村の寺であるマリアンマン・コービルの祭に際して（毎年5月）、30～40ルピーの現金、腰にまくドーティ1枚、シャツ1枚、革草履1足およびタオル1枚が給付されるのが普通の慣行である。ただし、未婚のパンニヤル（たとえ何歳であっても）には、16袋の代わりに12袋しか支払われない。村では、16袋の籾は一家を養うに足る収入であるとみなされているのである。パディヤル Padiyal と呼ばれる日雇いの臨時労働者に比べて、生活が安定しているといわれているにもかかわらず、農業労働者の供給源であるパラヤンの間では、パンニヤルを希望する者が少なく、毎年上層のヴェラーラはパンニヤルを探すのに苦勞している。労働の密度が高いこと、休日が少ないこと、ブンジャ地の耕作など自分の家の

仕事をする時間がないことなどの理由で、パディヤルを選ぶ農業労働者が増えているのである。

村で最も多くのパンニヤル（3名）を雇っている農家は、開発パンチャーヤト委員長である。次に、2名のパンニヤルを置いている農家は4戸あり、それぞれ、(1)コロポの食料品輸入商の実家（年に1度帰郷する）、(2)村のムンシフ、(3)開発パンチャーヤト副委員長、および、(4)セイロンの茶プランテーション所有者の実家である。このうち、(2)のムンシフと(4)の農家とは、数年前から井戸を堀ってブンジャ地をナンジャ地に転換し（それぞれ0.6エーカーと1エーカー）、換金作物を栽培している<sup>(注10)</sup>。ムンシフは、このほか他のヴェラーラがけがれるとして避ける養鶏にも乗り出している。このようなムンシフの活躍によって、村内のカースト上のタブーも変わりつつある。これによって、カーストの制約が弱まりつつあると解釈するより、カースト制の諸慣行は決して固定したものではなく、社会の必要に応じて絶えず変化しながら、カースト相互の秩序を維持しようとしているとみるべきであろう。

各1名のパンニヤルを雇用している残りの3戸のヴェラーラ農家は、(1)村の郵便局長、(2)グラーム・パンチャーヤトのメンバーおよび、(3)村で一番大きい雑貨屋である。郵便局長は、土地改革前にして未耕地を売り急いだイナムダールから2エーカーを購入し（1965年）、ブロック開発事務所から融資を得てナンジャ地化した。このように、パンニヤルを雇っている農家は同時に村内（もちろんヴェラーラ内でも）の有力者でもある。

残りのヴェラーラ農家は、パディヤルだけを季節的に雇用する自作農または自小作（数戸の小自作を含む）である。それ以外には、全くナンジャ地を所有せずもっぱら分益小作だけをしているヴェラ

ーラ農家が1戸だけ存在する。

カテゴリーIIである後進集団の自小作2戸は、クルンバ・ガウンダーとヴァルナンとである。

村で支配的な小作制度は分益小作であるが、定額小作(一つの例外を除いてすべて現物払い)は主として海外へ出かせぎに行った不在地主の農地で行なわれている。その額は、およそ粗収量の3分の1に相当するといわれている。

分益小作制度は二つの形態がある。いずれも収穫物を圃場で地主と小作人とが分割する慣行ができてきている。地主が分益小作人に種子、肥料を供給し、水利費(川から水を引く田の場合)を払うだけなら、総収量の2分の1が自己の取り分となる。これがいちばん普通の形態である。第2の形態は、分益小作農が牛、犁、揚水用革袋を持たず、すべて地主から提供してもらう場合、地主の取り分は3分の2となる。この形態の契約は、わたくしたちの調査時点では三つのケースだけであった。いずれも分益小作人はバラヤンであり、1966年までは3人共農業労働者であった。かれらは地主から融資してもらって、早く去勢牛と犁、それに革袋を買って第1の形態へすすみたいと語っていた。圃場で分けた収穫物を地主の家に届けるのは小作農の義務である。その代わりに、藁は全部小作農がもらうことが多い。

契約期間は1年単位で、平均3、4回更新される。文書による小作契約はなく、すべて口頭で行なわれる。契約内容についての紛争が発生すれば、グラム・パンチャーヤト裁判所で裁定することになっている。永小作権は存在しない。

ヴェラーラのあいだでの小作契約は古くから行なわれていたが、ヴェラーラが低カーストの地主の耕地を小作することはなかった。ヴェラーラ以外は、土地を所有できなかったわけであるから、

これは当然である。ところが、1966年1人の若いヴェラーラの農民が、自分の労働力を遊ばせておくよりは低カーストのナンジャ地を小作する方がましであると決意した時、この慣行はくずれた。クルンバ・ガウンダーの分益小作人になったのである。ヴェラーラの中には、自分の属するカーストの権威を傷つけたとって非難する者も少しいたが、多くはこの現実を黙って認めた。たとえ、ガウンダーの小作人になっても、ヴェラーラの成員であるかれがカーストの上では地主よりも上位であることに何の疑問もないのであるが、ヴェラーラたちをしばらく困惑させていた。

最後に、農業労働者の経済状態を少し検討しておこう。第10表は村の農業労働者を分類したものである。ヴェラーラの男は1人もパディヤルになっていない。しかし、土地なしの寡婦やその家族は農業労働者として生計を立てるよりほかに方法がないのである。その場合、彼女たちはつとめて低カーストの農家で雇われるよりは、ヴェラーラの農家に雇われようとしていた。だが、それは経営外に存在しているためいつでも必要な農家で自由に使えることを理想とする村落内分業の原理をこわすことになるので、ヴェラーラ出身であるからといって格別の配慮をうけることはなくなった。

第10表 アビニマンガラム村の農業労働者

	パディヤル		パンニヤル		計
	男	女	男	女	
カテゴリー I	(a)0 (b)0	7 7	0 1	0 0	7 8
カテゴリー II	(a)6 (b)2	3 36	2 1	0 0	11 39
カテゴリー III	(a)7 (b)9	5 45	5 5	0 0	17 59
合計	24	103	14	0	141

(注) (a): 世帯主 (b): その他

伝統的な職業カーストの技術や生産用具を失った者が、その職業を捨てて農業労働者になる傾向がみられる——カル・オッダーやガウンダーの例。そして、ハリジャンは農業労働者の供給源となっていて、就業人口の8割までが農業労働者である。また一般に女性の農業労働者が多いのは田植や刈取りなどピーク時の農作業が女性によって行なわれるからであろう。労使の間には特定の結びつきがなく、声をかけられた順に行くことになっている。

過去10年間、農業労働者の賃金水準はほとんど変わっていない。パディヤルの場合、男は2.5メジャーの穀物（おもに粳）プラス昼食または現金で1ルピー、女は1.5メジャーの穀物または0.5ルピーの現金であった。しかし、1966年の収穫期（籾）に農業労働者たちはなかば集団的にヴェラーラに向かって、男の賃金を1日3メジャーに引き上げるよう要求した。農繁期であり、他に労働力の確保がむずかしい状況だったので、ヴェラーラたちはこの要求を受け入れることにし、約数カ月この賃金が支払われた。しかし、この要求を高すぎると判断したヴェラーラたちは同年11月、グラーム・パンチャーヤトの会合でもとの2.5メジャーと昼食または昼食なしの3メジャーに引き下げることを決めた。ただし、現金払いの場合は従来の1ルピーから2ルピーと昼食に引き上げることにした。そして、この決定をパンチャーヤトの雑役夫であるヴェティヤン Veteyan に太鼓をたたいて村中をふれまわらせた。

籾の価格変動が激しいので、農業労働者は通常、現金よりも現物給を希望する。たとえば、1966年3月から翌年3月までの価格変動（サンパ1袋）は次のとおりである。'66年3月24ルピー、7月35ルピー、11月45ルピー、'67年1月50ルピー、3月35ル

ピー、すなわち1日3メジャーの現物給は1½ルピーから3¼ルピーの間を変動したことになる。

したがって、結果的にはパラヤンの要求は認められず、敗北したわけであるが、これまで近くを通る時には、はきものを脱ぎ腰をかかめて歩かなければならなかったヴェラーラに向かって、正規の団体交渉でなかったとはいえ集団で要求をつきつけることができたという事実は、ヴェラーラといえども否定できないのである。

（注1）地目別の所有地面積がカルナムによって登録されたのは、1936年よりも新しく1957年より古いことは明らかであるが、その間のどの年であるかは不明。いずれにせよ、その後ブンジャ地をナンジャ地に変換した面積（およびその逆の場合）、あるいはブンジャ地が耕作不能になり荒蕪地化した面積などは全く記録されていないので、現実には耕作されている面積とはかなり異なっているのである。

（注2）モロコシには2種類あって村では、ナンジャ地に作付けされるものを白モロコシ、ブンジャ地に作付けされるものを黒モロコシと呼んでいる。

（注3）この点は水田所有面積の大きさが直接的に村落内の序列を示していた農地改革前の日本農村とは著しく異なっているといえる。

（注4）この点でも部落（大字）<sup>キキモト</sup>単位に用水管理体制ができていて、かなりの荒し作りをしても水田でありつづける近世以降の日本農村とは著しい対照をなしている。

（注5）他カーストの出かせぎ労働者に比べて、高カーストのヴェラーラは料理人や飲食業へ転職し得る可能性が大きい（とくに、移住タミル人の多いプランテーション地帯では）。

（注6）この実例から、ブーギヤムは土地所有関係というよりは、農村金融の一慣行とみるべきであろう。

（注7）ライフ・サイクルが経営規模の一要因となり得る点は、日本の水田経営と全く異なっている。拙稿I、50ページ参照。

（注8）重油を使用するこのディーゼル・ポンプは、1組約4000ルピーである。電力に比べてコストが高いのであまり普及していない。

（注9）揚水作業に耐える一対の去勢牛の平均価格は600～1000ルピーであり、揚水用革袋は30～45ルピー

で1エーカーのナンジャ地に揚水すると、1年に1～2個を消耗する。

(注10) しかし、土地税はブンジャ地という地目の額しか払っていない。

## V ナンジャ地経営の特徴

アビニマンガラム村に限らず、一般にインドの農村では農作物の正確な産出量や販売量を知ることが困難である。ことに、州政府が政府買上げ米を確保するため警察力まで動員して隠匿米を摘発していた時期であったため<sup>(注1)</sup>、いっそう正確なデータを得ることができなくなっていた。村単位での産出量統計もなければ、坪刈も行なわれていなかった。

1966年は悪天候のため農業生産が著しく不振であったが、それでも個々の農家から得た数字を基礎にして算出する(推定を含む)と、少なくとも700袋の粳が販売されたことになる。その内訳は、クルワイ400袋、サンバ(味がよいので自家消費される分が多い)300袋である。白モロコシとシコクビエの販売量はそれぞれ100袋と40袋とである。これらの数字は政府によって買い上げられた25袋の粳と村内で販売された35袋(主として村の農業労働者向き)の粳とを含んでいる。クルワイの価格変動は、ほぼサンバのそれと同じであった。白モロコシは1袋当たり24ルピーから60ルピーの間を、シコクビエの場合は40ルピーから48ルピーの間を変動していた。

自然経済がまだ強く残っているアビニマンガラム村のようなところで、厳密な意味での生産費を算出することは不可能であるが、農家経済の性格を明らかにするため可能な範囲で試みた。ナンジャ地経営を行なっている農家のなかから、比較的信頼度の高い回答が得られた38農家を選びその生

産費を検討した。ここでは、その結果にもとづいてサンバ、白モロコシおよびクルワイの3作物を栽培している農家を典型例として紹介することにしてしよう。経営面積は1エーカー、家族労働力は男女各1とする。

一番最初に行なわれる作業は、井戸から圃場まで導水するための用水路の補修である。これには2、3人の熟練した労働者が雇用される(たいていはマン・オッダーかバラヤン)。畦畔の修復や草刈りは通常自家労働力で行なわれる。耕起作業については、カイマートKaimat<sup>(注2)</sup>と呼ばれる伝統的な手間替え労働の組織がある。これは農家が相互に無償の労働力を交換するものであって、普通は同じカースト同士で行なわれるが、カーストを越えて労働力が交換されることも決して珍しくはない。一般に農作業に従事する時は、それ以外の村落生活に比べてカースト規制が緩和され、異カースト間の共食が圃場で見られることもある。耕起作業には自家労働力のほかに10～15人の労働力を必要とし、それがカイマートで得られない場合は、一対の去勢牛と犁と1人の労働者を一組にして1日当たり6ルピーが支払われる。

慣行農法では、施肥は主としてサンバ作に対して行なわれる。その内訳は、山羊(または羊)の畜糞、緑肥(木の枝を切って水田に入れる)、堆肥および化学肥料である。ナンジャ地を臨時の柵で囲い、その中に山羊の群を追い込んで行なう施肥は、パッティPattiと呼ばれクルンバ・ガウンダーの主たる収入源をなしている。この方法はあまり有効でないとして、州政府農業局の普及員は化学肥料へ切り替えるように指導しているが、農家の側では化学肥料よりも効果の持続性が大きいとして3年に1度の割合で広範に行なっている。100頭の山羊を27昼夜1エーカーのナンジャ地に囲って施肥す

ると、山羊の所有者である（同時に圃場で山羊の世話をしている）ガウンダーに、1.5袋の糶を支払わなければならない。

緑肥用の木の枝は、公有地 poromboke である荒蕪地から自由に採取することができる。1 エーカーのナンジャ地には平均200束が投入されていて、延べ10人の労働力を雇用している。

サンバを栽培した農家の55%が5～20牛車分の堆肥を用いている。自宅の庭で作る場合が多いけれども、購入する場合1牛車分の堆肥は5ルピーである。

化学肥料はナンジャ地では例外なく使用されていた。たいてい、硫酸か配合肥料の形で用いられ、その量はエーカー当たり1～5袋で農業局の基準を下回っていた。アビニマンガラム村には化学肥料の販売を取り扱っている店がなく、隣村のコタトゥール農業協同組合へ行かねばならない。しかも品切れの時期が多く、価格は公定（1袋当たり17ルピー）の5割増にまで高騰していた。

1 エーカーのナンジャ地用には、3分の1袋の種糶が苗代に播かれる。これには通例雇用労働力が不用である。

灌漑用の井戸から揚水して水路に流す作業も家族労働力で行なわれるが、なにかの事情で雇用労働に頼る日は、3時から8時までの早朝労働に対して2メジャーの糶が支払われる。

田植は女性の農業労働者によって行なわれる。エーカー当たり15～30人である。賃金は、1日働く（9時から4時まで）と1.5メジャーの糶、半日働く（9時から1時まで）と1メジャーである。除草は2回、手でなされやはり女性の農業労働者の仕事である。必要な労働力は田植よりやや多いというところである。

1966年に使用された防虫剤はエーカー当たり平

均20ルピーであった。

収穫労働は平均10人の女性労働者と5人の男性労働者を雇用しなければならない。刈取り賃金の支払い方法は2とおりある（女性労働者の場合）。稲を刈り、束にして脱穀場まで運ぶと、2メジャーの糶と昼食をもらえる。刈り取った稲を束にして圃場に置いておく場合は、昼食なしで1.5メジャーしかもらえない。運搬は刈取りより重労働だと考えられているからである。

脱穀は耕起と同様にカイマートで行なわれることが多い。しかし、カイマートで行なわれる場合でも、さらに5～10人の男性労働者が雇用される。そして、作業が深更に及ぶ日は、日給が食事付で4メジャーとなる。

クルワイの生産に支出される費用は、それぞれサンバの場合とほぼ同じか、やや少ないという程度である。ただし、クルワイ作に対してパッティヤ糶肥が施されることはない。サンバの後で作付けられる自モロコシは、水稻に比べて著しく省力栽培である。耕起は不要であり、施肥もほとんど行なわれない。1回だけ除草する慣行であるが、全く除草しない農家もある。

このように個々の作物に必要な費用とは別に、ナンジャ地経営を続けるために必要な費用がある。井戸から揚水するための革袋は年に1、2度とりかえなければならない<sup>(註3)</sup>。この革袋の価格は一つ30～40ルピーであり、毎日使っていると破れることが多く、村の皮革職人であるシャクリヤンに修理を頼んでいる。また、川からナンジャ地に水を引いている農家は、土地税、道路税、パンチャーヤト連合税および賦課金の公租（計約5ルピー）のほかに、約5ルピーの水利費を負担している。

さらに、牛車や自転車の借料、家畜の放牧費、農具の償却費・修理費など個々の農家の条件によ

って大きく変動する雑支出を、大まかに一括して200ルピーとみて計算を続けることにしよう。

他方、生産者報酬を1袋当たり48ルピーとすれば、ナンジャ地1エーカー当たりの粗収益はざっと3600ルピーになる。したがって、自家労働力の賃金相当額と自作農の地代相当額とを除く生産費（ナンジャ地1エーカー当たり）と営農形態別所得は次のとおりになる。

第11表 営農形態別生産費と農家所得

	生産費(ルピー)	所得(ルピー)
自作農	1,000	2,600
定額小作	1,000	1,400
分益小作	710	1,090
用具なしの分益小作	510	690

パンニャルが賃金として受け取る現物を貨幣額に換算すると、年に800ルピーである。その配偶者が月に各10日間1.5メジャーと1メジャーとの賃金で日雇の農業労働に従事すると、貨幣額で表示される年収は300ルピーである。両者を合計すれば、その所得はほぼ分益小作農家（1エーカーのナンジャ地経営）の所得と同じになる。用具なしの分益小作農家の場合は、1エーカーのナンジャ地経営だけでは、パンニャル1人の年収にも及ばない農家所得しか得られず、経営を拡大するかパディヤルとして経営外の雇用機会を探さなければならない。いいかえると、このような用具なしの分益小作はアビニマンガラム村においては安定した経営ではなく、去勢牛と犁を手に入れ普通の分益小作へ移るための過渡的な、一時的な経営形態といえよう。

ところで、1日2.5メジャーの賃金で働くパディヤルがパンニャルと同じ年収を得る年間労働日数は320日である。収穫・調整過程では3メジャー以上の日給を得る機会も少なくともなく、実際には

320日より少なくないわけであるが、他方農閑期には就労機会が乏しい点を考慮に入れると、パディヤルとパンニャルとは互換性の高い就労形態であることがわかる。ところが、この互換性は2種の農業労働者にとどまらず、ある程度まで分益小作についてもあてはまるのである。

この村では、夫婦とその子供の労働力とによって経営できるナンジャ地の規模は1エーカーから1.5エーカーであり、どんなに大きくても2エーカーを越えることはないとされている。分益小作がパンニャルを雇用することは考えられないからである。事実、現況でも1エーカー前後の小作が最も多くみられる。そして、この分益小作料はアビニマンガラム村においては折半ということになっているが、ティルチッラパリ県全域で一定しているわけではなく、土地条件（とりわけ水利条件）によって変わっているのである。カーベリ川近くの肥沃な沖積土壌では、収量の3分の2が地主の取り分である。カーベリ川から水路を引いて年中安定した用水が供給され、しかも排水がとどこおらない限られた地域では水稻の三期作が可能であり、地主の取り分は4分の3となっている。このように、収量が高くなればなるほど小作料率も高くなり、そのため分益小作農の所得増はほとんどないのである。

このような事情を考えると、農業労働者世帯の所得水準がたまたま分益小作農家（1エーカー前後の家族経営）のナンジャ地所得と一致したわたくしたちの調査結果を逆にとらえなおすことも可能である。すなわち、小作料率がたまたま農業労働者の賃金に一致するのではなく、むしろ前者は後者を基準にして決定されるのであると。実際、わたくしたちが観察した範囲では、小作料が同率の地域よりも農業労働者の賃金が同額の地域の方が

広く、山麓の小作料率が3分の1の村でも、カーベリ川沿いの小作料率が3分の2の村でも、農業労働者の賃金水準はほとんど違っていなかった。それでは、日本における高率小作料の根拠をくり返し行なわれた土地改良の実現形態である小農地代に求めることができるように(注4)南インドにおいては高率小作料が農業労働者の賃金ベースを根拠にして成立する事情がどのようなものであるかを解明しなければならない。この点についてわたくしたちは不十分ではあるが、農業用水を天水に大きく依存しているにもかかわらずそれだけではナンジャ地経営が不可能であるため、井戸(副次的に小河川、貯水池)を水源に灌漑しなければならないこと、しかもその灌漑を持続するには1~2エーカーの耕地単位に牛と人間とを一組にして常時配置しなければならないこと、したがって灌漑方式がこの水準にとどまっているかぎり、安定した大農経営も、家族労働力のみによる自立した小農経営も成立し難く、経営外に多くの農業労働者世帯を存在させなければならないことに仮りの結論を見出している。

それゆえ、支配カーストであるヴェーラーラにとって、分益小作農の経済的条件が農業労働者のそれと互換的なものになっていることは、村落内の労働力を能率的に配置するうえでまことに好都合な体制であったにちがいないのである。

(注1) 政府買上げ米の価格は1袋26ルピーに固定されていて市価よりも安かった。

cf., *Hindu*, 30th March, 1967.

(注2) 文字どおりには、「手助け」という意味であって、利子なくて金や物を借りる場合にも用いられる言葉である。

(注3) バケツの方は数年間使用できるといわれている。

(注4) 足立兆司郎「利潤・地代の形態と再生産」(『エコノミスト』、1960年5月24日号)および拙稿I第

IX節を参照。

## むすびにかえて

以上、アビニマンガラム村における米作農業を中心に検討してきた。ここに報告した事項から、井戸(疑似表流水)を主たる水源として耕地へ人為的に導水することが、農業生産を安定させかつ向上させる上で決定的に重要であるにもかかわらず、耕地の一部分しかナンジャ地化していないこと、しかもそのナンジャ地を維持するためには家族経営内の基幹労働力と畜力とを揚水作業に配置しなければならないこと、したがって家族労働力だけで集約的な営農を行なえる基盤が弱く経営外の農業労働者を雇用せざるをえないこと、これに関連して安定した農業用水の確保が改良された農具(人間の手の延長である生産用具)に優越するため、ライフ・サイクルも考慮に入れたうえで必要な時に必要な所へ必要なだけの労働力を配置できる体制が農業経営の最も基本的な要件となること、などが推論できるだろう。しかし、このことからアビニマンガラム村に代表される南インド農村における経済構造の特質を抽出することはいまだ不十分であり、ナンジャ地以外の農業(牧畜を含む)、農業以外の経済活動、村民の経済生活と深く結びついているジャジマニ制、遺産相続の慣行、労働力交換様式としての婚姻制度、出かせぎ労働が農村経済にもつ意義、それらを統括するものとしてのカースト制の再検討、など多くの問題が究明されねばならない。これら残された問題については稿を改めて論じることにはしたい。(調査研究部)